

地域交通導入に係る調査検討業務 提案説明書

1 業務の名称

地域交通導入に係る調査検討業務

2 趣旨

本説明書は、「地域交通導入に係る調査検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

本市の「札幌市まちづくり戦略ビジョン」では、目指すべき都市空間として持続可能な都市を支えるネットワークの構築を掲げており、その目標の実現に向けて、地域の移動を支えるバスネットワークの維持・向上に向けた取組を進めることとしている。

現在、本市のバス路線の運行は、その全てを民間バス事業者が担っているが、本市では一定の要件を満たす赤字バス路線に対して補助制度を運用することにより、市内バス路線の安定的な維持に取り組んでいる。

しかし、多くの不採算路線を抱え、バス事業者の経営環境は厳しさを増しており、特に、バス運転者不足の深刻化が急速に進んでいることに伴い、減便等によるバスのサービス水準の低下が避けられない状況となっている。

一方で、急速な少子高齢化の進展に伴い、通院や買い物などのための身近な移動手段の必要性がこれまで以上に増すことが予想され、公共交通の更なる利便性の向上が求められている。

本業務は、需要や地域の特性に合わせた移動手段を確保するため、従来の枠組みにとらわれない新たな施策の導入に向けて、これまでの検討結果や他都市事例を踏まえ、現状分析及び調査・検討を行うことを目的とする。

4 業務の内容

(1) 地域交通導入検討と概算経費の算定

地域の特性に合わせた、乗合いタクシーなど需要に見合う新たな移動手段を導入しようとした場合における、運行計画案の作成や、その運行計画に基づく概算運行経費の算出を3パターン程度行う。

運行形態は、路線定期運行・路線不定期運行・デマンド運行を想定、使用車両はバス（定員11人以上）と乗合タクシー（定員11人未満）を想定した中で、各運行

形態において、それぞれの車両を使用した場合の運行シミュレーションを行う。

なお、運行計画案の作成については、他都市の事例等を参考に、運賃設定を含む収益確保の工夫や、外出機会の創出策などの利用促進などについて盛り込むこと。

(2) 導入手続きの整理及び各資料の素案作成

他都市の事例等を参考に、地域住民が行う需要調査から運行開始までの手順及び手続きに要する期間を整理するとともに、下記に示す導入検討に必要な各種資料の素案を作成する。

- ・利用意向調査、利用状況調査のための住民アンケート
- ・地域交通の新規導入に係るチェックリスト（事前準備、運行計画作成、実証運行、本格運行の各段階における注意点をまとめたもの）
- ・道路の運行要件の確認チェックリスト（道路幅員・形状、停留所設置要件など）
- ・地域交通導入に係る制度や運行計画周知のためのパンフレット等

(3) 報告書作成

上記の経過、結果をとりまとめた報告書を作成する。また、報告書の概要版についても作成する。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和4年3月11日（金）までとする。

6 業務提案の上限額

金 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

7 企画提案を求める事項

項 目	説 明	ページ数
(1)業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4判1ページまで
(2)地域交通導入の効果・課題整理	持続可能なバスネットワーク構築に向けた基礎調査・分析業務（令和2年度発注）等の過年度の調査・検討結果等を踏まえた札幌市の地域交通に係る課題整理、考慮すべきポイント	A4判2ページまで
(3)課題への対応	課題を解決するための対応方策、留意事項、考慮すべきポイント	A4判2ページまで

(4)その他独自提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4判1ページまで
(5)業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務のスケジュール、実施体制及び担当技術者の交通に係る計画策定に関連する業務の経歴	A4判1ページまで
(6)参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4判1ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和3・4年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。
- (7) 国又は地方公共団体、若しくは国又は地方公共団体が主宰する地域公共交通会議等が発注した、地域公共交通の確保・維持・改善に関する調査又は検討に係る業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

ア 正本1部

(ア) 参加意向申出書（様式第1号）

（添付書類）

- ① 同種業務等実績書（様式第2号）
上記8(7)に係る業務の実績を記載
- ② 業務の実施を証明する書類

上記①に記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

③ 競争参加資格認定通知書の写し

(イ) 企画提案書（様式自由）

企画提案書の用紙サイズはA4判とし両面印刷とする。企画提案書のページ数については、上記7を参照のこと。

ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものであることとする。

イ 副本9部

上記(イ)の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記14の連絡先に提出すること。

(3) 提出期限

令和3年8月24日(火)15時00分必着(送付の場合は特定記録による送付とし、前日必着)。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類につい

て、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

- ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和3年8月17日（火） 17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の連絡先まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「地域交通導入に係る調査検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

- (ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。
- (イ) 一次審査通過の企画提案は3件とする。なお、参加者が3件以下の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。
- (ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、二次審査は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、提出書類による書類審査にて審査を行う等、審査方法の変更を行う可能性がある。

(ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。

(イ) プレゼンテーションは、25分程度(説明15分・質疑10分)とする。

(ウ) 説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。

(エ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール (予定)

一次審査 令和3年8月31日(火)

二次審査 令和3年9月8日(水)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては、委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記12に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の5割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目(2)・(3)の合計点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合はくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査基準]

審査項目	審査基準	配点
(1)業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか	15
(2)地域交通導入の効果・課題整理	過年度の調査・検討結果等を踏まえた札幌市の地域交通に係る課題整理、考慮すべきポイントについて、妥当かつ具体的なものであるか	30
(3)課題への対応	課題を解決するための対応方策、留意事項、考慮すべきポイントについて、妥当かつ具体的なものであるか	30
(4)その他独自提案	独自の提案事項について、業務目的に合致したものであるか	15

	り、妥当かつ具体的なものであるか。	
(5)業務工程表及び業務実施体制	スケジュールについて、妥当かつ具体的なものであるか。業務実施体制について、妥当であり、専門性が高い担当技術者を配置したものであるか。	10
合 計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考図書

下記の参考図書については、下記14の場所にて閲覧可能（貸出及び複写は不可）。閲覧を希望する場合は事前に連絡の上、閲覧日時の調整を行うこと。ただし閲覧は令和3年8月23日（月）17時00分までとする。

- (1) 「持続可能なバスネットワーク構築に向けた基礎調査・分析業務」報告書（令和3年3月）
- (2) 「生活交通確保方針検討業務」報告書（令和2年3月）
- (3) 札幌市バス路線維持基本方針（平成21年4月）

14 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側
札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp